

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県住民基本台帳法施行細則等の一部を改正する規則

(市町村課)

ページ

号外(一) 平成二十七年十月二日

規則

岐阜県住民基本台帳法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十月二日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第百十一号

岐阜県住民基本台帳法施行細則等の一部を改正する規則

(岐阜県住民基本台帳法施行細則の一部改正)

第一条 岐阜県住民基本台帳法施行細則(平成十四年岐阜県規則第九十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第三十条の三十七第一項」を「第三十条の三十二第一項」に改め、同条第五項中「第三十条の三十八第二項」を「第三十条の三十三第二項」に改める。

第三条第一項中「第三十条の四十の規定により」を「第三十条の三十五に規定する」に改め、同条第三項中「指定情報処理機関」を「法第三十条の二第一項の地方公共団体情報システム機構」に改め、同条第四項中「第三十条の四十」を「第三十条の三十五」に改める。

第四条の見出しを「(立入検査の証明書)」に改め、同条中「第三十条の二十三第三項及び法第三十四条の二第二項」を「第三十条の三十九第二項」に改め、「住民基本台帳法第三十条の二十三第二項又は第三十四条の二第一項の検査を行う検査員の証」を「住民基本台帳法第三十条の三十九第一項の規定による検査を行う検査員の証」に改める。

第五条中「保存期間に係る本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に改める。

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日) (ときは翌日)

平成二十七年十月二日

<p> 第30条の37第1項、第30条の32第1項、第30条の38第1項、第30条の33第1項、第30条の40、第30条の35、第30条の40の規定による訂正等申出、第30条の35に規定する訂正等の申出、第30条の40、第30条の35、第30条の39第1項の規定による検査を行う検査員の証、(報告及び立入検査) </p> <p> 2 委任都道府県知事は、その行わせることとした本人確認情報正の実施を確保するため必要があると認めるときは、指定情報、当該本人確認情報処理事務の実施の状況に関し必要な報所の職員に、当該本人確認情報処理事務を取り扱う指定情報所に立ち入り、当該本人確認情報処理事務の実施の状況若しその他の物件を検査させることができる。 </p> <p> 3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。 </p> <p> 4 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認めらるる。 </p> <p> 報処理事務の通報処理機関に對告を求め、又は処理機関の事務又は帳簿、書類を証明書を携帯しない。 </p>	<p> 30条の39 都道府県知事は、前条第4項、又は「又は事業所」及び「若しくは事業所」(「関係人に」と「関係人の請求があつたときは、これを」とを) </p> <p> 第二條 岐阜県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和四十五年岐阜県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。 </p> <p> 第四條第一項中「第三十條の八第一項」を「第三十條の十五第一項」と、「の本人確認情報(同法第三十條の五第一項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。)」を「上述の回項の都道府県知事保存本人確認情報(以下「都道府県知事保存本人確認情報」とする。))」に改める。 </p> <p> 第十條の三第一項中「第三十條の八第一項」を「第三十條の十五第一項」と、「の本人確認情報」を「上述の都道府県知事保存本人確認情報」に改める。 </p> <p> 第十二條第四項中「第三十條の八第一項」を「第三十條の十五第一項」と、「の本人確認情報」を「上述の都道府県知事保存本人確認情報」に改める。 </p> <p> 第十三條第一項中「第三十條の八第一項」を「第三十條の十五第一項」と、「の本人確認情報」を「上述の回項の都道府県知事保存本人確認情報」に改める。 </p> <p> 第十四條第一項中「第三十條の八第一項」を「第三十條の十五第一項」と、「の本人確認情報」を「上述の回項の都道府県知事保存本人確認情報」に改める。 </p> <p> 別記第二十七号様式中「第三十條の八第一項」を「第三十條の十五第一項」と、「の本人確認情報」を「上述の回項の都道府県知事保存本人確認情報」に改める。 </p> <p> 第三條 岐阜県宅地建物取引業法施行細則(昭和五十三年岐阜県規則第十号)の一部を次のように改正する。 </p> <p> 第十四條中「第三十條の七第五項」を「第三十條の十一第一項」に、「他の都道府県知事(都道府県知事が同法第三十條の十一第一項の規定により同項に規定する本人確認情報処理事務を同項に規定する指定情報処理機関に行わせることとした場合)にあつては、指定情報処理機関」を「同法第三十條の二第一項の地方公共団体情報システム機構」に改め、「若」の「ト」に、「(以下「申請者」という。))」を加え、「本人確認情報」を「同法第三十條の十一第一項の機構保存本人確認情報」に、「第三十條の </p>
--	--

八第一項」を「第三十条の十五第一項」に、「当該本人確認情報」を「申請者に係る同項の都道府県知事保存本人確認情報」に改める。

(岐阜県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正)

第四条 岐阜県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和六十年岐阜県規則第七十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「の各号」を削り、「第三十条の八第一項」を「第三十条の十五第一項」に、「の本人確認情報(同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。)」を「に係る同項の都道府県知事保存本人確認情報(以下「都道府県知事保存本人確認情報」という。)」に改める。

第五条第三項中「に」を「いずれかに」に、「第三十条の八第一項」を「第三十条の十五第一項」に、「の本人確認情報」を「に係る都道府県知事保存本人確認情報」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年十月五日から施行する。

(岐阜県住民基本台帳法施行細則の一部改正に伴う経過措置)

2 この規則の施行の際現に第一条の規定による改正前の岐阜県住民基本台帳法施行細則の規定により作成されている用紙(以下この項において「旧用紙」という。)がある場合は、同条の規定による改正後の岐阜県住民基本台帳法施行細則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

(岐阜県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

3 この規則の施行の際現に第二条の規定による改正前の岐阜県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の規定により作成されている用紙(以下この項において「旧用紙」という。)がある場合は、同条の規定による改正後の岐阜県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

平成二十七年十月二日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社